

IV-10

健康安全指導をしっかりと

(1) 一人一人の健康状態の把握について

障がいのある児童生徒は、自分の気持ちや体調の変化を言葉でうまく表現できない場合があることから、保護者や養護教諭等との情報共有や、健康調査票の情報や定期健診の結果等を踏まえた健康状態の把握に努めるようにするとともに、児童生徒が自らの健康や衛生について意識し、健康の自己管理ができるように指導することが大切です。

(2) 災害時等の安全指導・支援体制の整備について

障がいのある児童生徒は、災害時のリスクが大きいことから、日々の生活場面をとおして災害発生時に自分の命を守るための行動について考えさせ、防災への意識を高めることが大切です。また、学級担任は、災害発生時に想定される状況と具体的な配慮について事前に他の教職員に知らせ、どの職員がどのように対応するか考えておくようにします。

災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮例

視覚障がい	見えにくさから、災害や避難の状況等について理解できない	・避難経路に明確な目印や照明の設置
聴覚障がい	放送等による避難指示を聞き取ることができない	・緊急情報を視覚的に受容できる設備の配置
知的障がい	適切な避難等の行動の仕方が分からず、混乱した状況に陥る	・簡潔な動線や分かりやすい目印、設備の配置 ・明るさの確保
肢体不自由	緊急時の避難・移動に困難さがある	・避難経路の確保 ・必要な物品の準備（車椅子、手動で使える機器等）
自閉症 情緒障がい	環境の変化に適応できず、混乱した状況に陥る	・落ち着いて過ごしたり、外部からの刺激を制限したりすることができるスペースの確保

(3) 食に関する安全指導について

嚥下障がい等、食べる機能に障がいのある児童生徒に摂食を伴う指導を行う際には、医師等専門家の診断や助言に基づき、摂食指導の方法等について、保護者と関係者間で十分な検討を行うとともに、複数の教職員で指導するなど、安全確保を徹底します。

食物アレルギーを有する児童生徒については、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことはもちろんのこと、食物・食材を扱う授業等、飲食や宿泊を伴う校外活動等は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するため、注意が必要です。

安心・安全な学校給食のための「摂食指導」に関する基本的な考え方や対応等についての要点は、当センターが令和2年に発行したリーフレット「[安心・安全な給食指導のための『摂食指導』](#)」を参照してください。



(4) 感染症対策に向けた取組

特別支援学級において、障がいのある児童生徒へ感染症対策を行いながら教育活動を行う際には、児童生徒の個別の状況に応じて対策を検討・実施していきます。

ア 消毒

手で教材や教具に触れて文字や形を確認したり、手すりを利用して廊下を歩いたりする児童生徒もいます。多くの児童生徒が触れるところは頻繁に消毒するとともに、触れた後には手洗いや手指消毒を行うよう指導することが必要です。

取組例	- 消毒等の感染症対策を行うためにスクール・サポート・スタッフ等を活用する。 - チェックリスト等、消毒の実施状況が確認しやすい様式の工夫や、教職員の役割分担を明確にしておく。	
-----	--	---

イ 感染症予防のための指導

認知の特性により手洗い等の指導の徹底が難しい児童生徒や、感覚に過敏があり、マスクを着用できない児童生徒には、特性に応じた配慮を検討することが必要です。

取組例	- 児童生徒が理解できるよう、手洗い等について視覚的な教材で示すことにより、感染症対策の必要性や行動様式の理解を促す。 - 感覚の過敏によりマスクが着用できない場合は、保護者と相談し、本人に合った素材のマスクを探す。 - 教室内の席配置の配慮など接触感染防止策を講じた上で、マスクを着用できないことについて、意思表示カード等を活用して周囲への理解を図る。	
-----	---	--

ウ 感染のリスクの高い学習活動への対応

接触の避けられない自立活動等の指導や介助を行う際は、必要な対策を取った上で実施し、対策が取れない場合は、内容・方法・時期を見直す必要があります。

取組例	- 手をつないだり触れたりするなど、児童生徒が密接・密集する活動を控える。 - 直接触れるような構音指導を避け、口や舌の動きなどの素地となる口の体操など代替の指導内容としたり、教師の師範を動画に替えて取り行ったりする。 - 教職員がマスクに加えて、アイシールドやフェイスシールドを併用する。	
-----	---	---

エ 給食

手洗いやマスクの着用の徹底が難しい場合や、食事や歯磨きの際に介助が必要な場合があることから、配膳や食事の際の感染リスクを低減するための指導を行うとともに、教職員自身の感染を防止するための取組を行うことも必要です。

取組例	- 配膳の際は、児童生徒に対し、石けんを使用した手洗い等の実施を徹底させる。 - 片付け等で配膳台に並ぶ際は、間隔を空けて並ぶよう指導する。 - むせやせき込みのある児童生徒が他の児童生徒と対面にならないよう配席する。 - 食事をするときは、各教室で少人数で食べたり、一定の距離を保ち対面にならないような配席にしたりする。	
-----	---	---

[「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」](#)（文部科学省 令和2年6月）

